

議案第57号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議

上記の議案を提出する。

令和8年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、児童相談所を設置する特別区と協議するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出する。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、措置費共同経理課（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号及び第7号の3に規定する費用の支弁等に関する事務を処理する内部組織をいう。）を共同して設置する特別区に杉並区を加えるため、別紙に規定する児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、港区、文京区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区と協議する。

別 紙

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する
規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する
規約の一部を次のように変更する。

第1条中「中野区」の次に「、杉並区」を加える。

附 則

この規約は、令和8年11月1日から施行する。